

ふれあい

NO. 257

2014. 11. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 小泉 いと子
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第1回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 【島根大会】が開催されました(後編)

9月27日(土)から28日(日)にかけて島根県松江市において第1回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会【島根大会】が開催されました。

先月号では第2分科会と本人大会を掲載しました。今月号では引き続き第3分科会、第4分科会、第5分科会のレポートを掲載させていただきます。



第3分科会 【暮らす(地域生活支援)】に参加して 西区事業所 副主任 瀬戸山 桂介

第3分科会「暮らす」では、暮らしをよくする「相談支援事業」(相談支援事業の現状と課題・相談支援事業に期待するもの)についての話を伺いました。

この分科会には参加者も多く、相談支援事業への関心の高さと同時に、疑問と不安の大きさが表れていた様に思います。

午前は、社会福祉法人 グロー(滋賀県) 大平 眞太郎氏より、基調講演がありました。

まず、滋賀県における障がい者相談支援事業の成り立ちについての説明があり、相談支援事業の現状と課題について語られ、特に相談支援に必要なものとして、相談員のスキルアップ、人材の育成を挙げておられました。利用者がおかれている状況をどう見立て、手立てを提案できるか。アセスメント力、プランニング力が肝心で、時間と経験だけでなく、+α 自己研鑽、

スーパーバイズ、OJTを行うことで、より高いスキルの習得が大切であると語られました。

あと、居宅介護事業所や通所系事業所等との協働が重要とのことで、対象者の生活において、相談員が接する時間はごくごく僅かしかなく、直接支援を行っている事業所との連携は必須との話もあり、相談支援の現状と課題をわかりやすく説明していただきました。

午後からは、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 相談支援専門官である鈴木 智敦氏より、都道府県別の計画相談への移行の進捗状況、相談支援事業所の数、対象者の人数を用いた現状分析をされ、計画相談が進んでいない状況の説明がありました。

その後、27年度3月問題と言われている、サービス等利用計画の全員作成問題、卒業進路としての就労継続B型利用問題、グループホームにおけるヘルパーの個人利用問題のそれぞれ課題について、舞台上で鈴木氏と「手をつなぐ」の編集委員でおなじみの又村あおい氏との質疑応答がありました。



27年4月以降、サービス等利用計画を作成していないとサービスの利用は出来ないのか? まことしやかに噂が流れており、一番の関心事になります。鈴木氏の回答としては 27年4月以降の受給者証更新時には、必ず、サービス等利用計画の作成が必要とな